

一人親家庭の母・父を支援します

問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX229-3451 各総合支所市民福祉課(福祉課)

●● 母・父の就業や就学を支援 ●●

自立支援教育訓練給付金

医療事務やヘルパーなどの仕事に必要な技能や資格を取得するため、指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給します。なお、受講前に申請し、対象講座の指定を受ける必要がありますので、事前にご相談ください。

対象 市内に在住で、次の全ての要件を満たす一人親家庭の母または父

- 児童扶養手当の受給者または同様の所得水準の人
- 当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる人
- 過去に同給付金を受けたことがない人

支給額 かった費用の60%
(1万2,001円から20万円まで)

母子自立支援プログラム

母子自立支援プログラム策定員が、就業を希望する一人親家庭の母または父を対象に面接・相談等を行い、ハローワークなどの関係機関と連携して就業や自立を支援します。

相談日 毎週火・木曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く) ※変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

ところ こども支援課



高等職業訓練促進給付金等

看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、放射線技師、栄養士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師などの資格取得のため、1年以上養成機関で学ぶ場合に、高等職業訓練促進給付金と高等職業訓練修了支援給付金を支給します。事前にご相談ください。

対象 市内に在住で、次の全ての要件を満たす一人親家庭の母または父

- 児童扶養手当の受給者または同様の所得水準の人
- 養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
- 仕事または育児と修学の両立が困難であると認められる人
- 過去に同給付金を受けたことがない人
- 同趣旨の給付金(求職者支援制度における職業訓練受講給付金や、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付金など)を受給していない人

高等職業訓練促進給付金

支給額(月額) 市民税非課税世帯は10万円、市民税課税世帯は7万500円(最長3年間)

高等職業訓練修了支援給付金

(養成機関の修業課程修了後)

支給額 市民税非課税世帯は5万円、市民税課税世帯は2万5,000円

●● 津市母子父子寡婦福祉会の紹介 ●●

母子家庭等の相互扶助と自立支援などの福祉向上を推進する組織です。市内に10の支部があり、会員相互の交流・親睦を目的とする事業や、悩み相談、公的支援の案内などを行っています。

問い合わせ 津市母子父子寡婦福祉会(津市ふれあい会館内) ☎223-2085(月曜日、祝・休日、年末年始を除く)



津市全体交流事業



平成30年度 津市総会

●● メールマガジンを配信 ●●

一人親家庭の皆さんに役立つ支援情報などをメール配信しています。ぜひご登録ください。

配信日 毎月1日

費用 無料 ※通信費は自己負担

登録方法

津市ホームページの「津市メールマガジン」から

